

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

ブルンジ人権報告書 2019 年版

概要

ブルンジ共和国は立憲多党制共和国であり、政府は選挙で選ばれる。(2019 年) 6 月に公布された 2018 年憲法では大統領に属する行政部門、二院制議会、及び独立的司法機関を規定している。2015 年に有権者はピエール・ンクルンジザ (Pierre Nkurunziza) 大統領を再選し、そしてほぼ全ての独立的野党がボイコットした選挙で国民議会 (下院) 議員を選出したが、野党の主張によるとンクルンジザの選出は法定任期制限に違反していた。国内外の観測筋は、これらの選挙を総じて平和的であったが、重大な欠陥があり、自由、公正でなく、透明性も信用性もないと評した。2018 年の国民投票に向けて嫌がらせ、脅迫、脅し言葉、及びいくらかの暴力についての報告が広くあり、投票の登録をして 2020 年に予定されている選挙の管理に金銭的寄付をすることを市民が迫られているとの報告もあった。

ブルンジの国家警察 (National Police) は公安省 (Ministry of Public Security) の管轄下に置かれ、法執行と秩序維持を担当する。軍隊は国防省 (Ministry of Defense) の管轄下に置かれ、対外安全保障を担当するだけでなく、国内治安もある程度担う。国家諜報局 (National Intelligence Service : SNR) は大統領直属で、逮捕・拘留権限を有する。与党の民主防衛国民会議・民主防衛勢力 (National Council for the Defense of Democracy-Forces for the Defense of Democracy : CNDD-FDD) の若手部門であるイムボネラクレ (Imbonerakure) は、正式な逮捕権限を持たないにもかかわらず、その一部が無数の拘留及び拉致に関わっていたか張本人となっていた。この組織は日常的に国家安全保障機関の役割を担い、個人を拘留して公式の治安部隊の隊員に引き渡していた。それは、場合によっては嫌がらせや身体的虐待を行った後に行われた。文民当局は時々、治安部隊に対する統制を維持しないこともあった。

重大な人権問題として、政府を代理した不法又は恣意的な殺害、政府を代理した強制失踪、政府を代理した拷問、政府を代理した恣意的な逮捕及び政治的動機による拘留、過酷で時には生命を脅かす刑務所の状況、政治囚、司法の独立性に関する重大な問題、私生活に対する恣意的又は不法な干渉、表現の自由、報道、インターネットに対する最悪の形態の制限 (暴力、暴力の脅迫、ジャーナリストの不当な逮捕、検閲、刑法としての中傷・名誉毀損法の存在を含む)、平和的集会の権利及び結社の自由に対する著しい干渉、移動の自由の制限、政治参加に対する制限 (透明、自由、公正でないことが分かっている選挙を含む)、重大な汚職行為、人身売買、女性に対する暴力 (政府の怠慢が大きな原因となっている)、少数者集団及び白皮症の人々を狙った暴力を含む犯罪、同性同士の性行為の犯罪化、及び強要・強制的又は最悪の形態の児童労働の使用があった。

政府の汚職や人権侵害の事件について警察及び検察官が捜査と訴追を渋り、裁判犯が聴聞を渋り、適時性を欠いた結果、政府及び CNDD-FDD の当局者、その支援者や代行者の不処罰が蔓延した。

第 1 節 個人の完全性の尊重、以下の不利益からの自由など：

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

a. 恣意的な生命の剥奪及び他の法に基づかない又は政治的動機による殺害

政府又は政府職員（警察、SNR、軍人、イムボネラクレの分子を含む）が恣意的又は法に基づかない殺害を行ったという報告が多数あり、これは、野党の支持者と認知された人又は合法的権利を行使した人に対するものであることがよくあった。禁止されている非政府組織（NGO）のイテカ連盟（Ligue Iteka）は引き続き国外から活動し、（2019年）9月末までに281件の殺害を文書に記録した。その多くは、治安部隊の要員又はイムボネラクレのメンバーが行ったものと言われている。イテカ連盟及びその他の人権団体の評価には、国家又は与党の要員が張本人である可能性が高い殺害の件数に関して違いがあった。恣意的な殺害の責任の所在及び正確な統計は、人権監視及び市民社会団体（CSO）に対する政府の制約並びに国際機関のアクセスの拒否のために、判断することが困難であった。恣意的又は法に基づかない殺害を行ったとされる政府当局者及び与党党員の捜査及び起訴は、希であった。

（2019年）9月の国連調査委員会（*Commission of Inquiry : COI*）報告書によると（委員は政府によって入国を拒否されたが亡命生活をしている3,400人以上の証言者に聞き取り調査を実施した）、即決処刑や恣意的殺害が続いているものの文書化することはますます困難になっていて、それは、公共の場で日常的に死体が見つかり、暴力的死亡の様子があるものの、死亡の原因や状況に対する捜査に関して当局から情報が提供されないからである。さらに、無数の失踪が報告され、そのうちどれくらいの数が強制失踪又は殺害の事例であるのかを判断することは、ますます困難になっている。COIの報告書は、「即決処刑は主に国家諜報局職員及び単独行動のイムボネラクレによって行われている。特定の事例では死体が公道や水路で発見されているが、犯人が死体を隠す手間をかける場合もある」と結論付けている。警察も法に基づかない殺害に関与していた。COIはさらに、「当局者の代わりに行動するイムボネラクレが、窃盗及び魔術を含む通常の犯罪で告発された人を殺害し、正義を執行する権利を自らの物としている」と報告している。被害者は概して政府又は与党への反対者、中でも特に（2019年）2月に登録された新しい野党である自由のための全国議会（National Congress for Freedom : CNL）の党员であると思われた人々であった。国外で難民生活を求めた後で帰国したブルンジ国籍者や国外を旅行した後の若い男性も狙われ、このような人々は反対派武装集団への所属や支持を責められた。

NGOのイテカ連盟の報告によると、（2019年）7月11日にジアンガ（Gihanga）コミュニティにおいて、ブバンザ（Bubanza）県コミッショナーのProsper Manirampaが政党CNLの党员であるRenovat BizimanaとHypolite Ndayisabaを銃撃して殺害した。

警察はブジュンブラ（Bujumbura）郊外のMutimbuzi村及びKinama村でBizimanaとNdayisabaを逮捕した。適正なプロセスを経ずに公共の場で県コミッショナーによる銃撃と殺害が行われたにもかかわらず、警察報道官は、彼らが警察の拠点を攻撃したと主張し、県コミッショナーは彼らが銃器を違法に所持した窃盗犯であると主張した。

BNDF報道官によると、（2019年）10月22日、反乱集団のREDタバラ（Red Tabara）が、ブルンジ国防軍（Burundi National Defense Force : BNDF）兵士3人を負傷させたと報じられているブバンザ県での攻撃について犯行声明を出した。報道官は、BNDFが攻撃者11人を殺害して不特定数の襲撃者を拘束したと言われていると述べた。

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

(2019年)9月15日時点で、国内各地で少なくとも30件の手榴弾攻撃があり、少なくとも7人が死亡、40人が負傷した。実行犯の身元と攻撃の動機を特定することは、多くの場合困難であった。警察及び他の治安部隊の隊員を特に狙った一部の攻撃については明らかに動機が政治的であると見なされたが、それ以外は、個人的又はビジネスの復讐が動機であった可能性が高い。攻撃の主犯は明らかでないことが多かった。

b. 失踪

治安部隊分子に拘留された後に、あるいは実行犯が明らかでない誘拐に遭い、複数の人々が政治的動機による失踪の被害者になったという報告が多数あった。(2019年)9月のCOI報告書は、反対派と関係している被害者や政治的所属のない被害者の一部は、与党又はイムボネラクレへの参加を拒否した後に失踪していたと指摘した。被害者が最後に目撃されたのは、多くの場合、イムボネラクレ又はSNRによる拉致の時点であった。NGOのイテカ連盟とSOSブルンジ(SOS Burundi)は日常的に失踪を報告し、時にはその後死体が発見されて殺害と判断されることがある。(2019年)9月中旬において、イテカ連盟は35件の失踪を文書に記録しており、3件はイムボネラクレ、5件は警察、5件は軍隊、13件はSNRが関係しているとされ、8件は関与者が不明である。亡命から帰国した人の失踪も報告された。そのような行為の防止、捜査、処罰の努力が行われたという報告はなかった。

(2019年)7月9日にブジュンブラ近郊県(Bujumbura Rural province)のMutimbuzi村で、政党CNLの党員であるEgide MpawenimanaがMutimbuzi村のSNR責任者Joe Dassin Nkezabahisiによって逮捕された。彼の家族は彼を見つけることができず、SNRは彼を拘束したことを否定している。

c. 拷問及び他の残虐、非人道若しくは品位を傷つける取扱い又は刑罰

憲法及び刑法では残虐、非人道、若しくは品位を傷付ける取扱い又は刑罰を禁じているが、政府当局者がこのような行為を行っているという報告が多数あった。NGOは、治安部隊やイムボネラクレのメンバーが行った拷問の事例を複数報告している。(2019年)9月時点で、イテカ連盟はそのような事例を201件報告しており、166件はイムボネラクレ、15件は警察、12件は地方自治体のメンバー、8件はSNRによるものとしている。ヒューマン・ライツ・ウォッチ

(Human Rights Watch)によると、他国にいるブルンジ人難民は、自分又は自分の家族が治安部隊の隊員による強姦、拷問、違法拘留を含む暴力の被害を受けた後に国から逃げたと証言している。報道機関は(2019)年を通じて、CNL党の党員がイムボネラクレのメンバーから逮捕、脅迫、殴打、拷問、あるいはこれらの組み合わせの被害を受けたと報告した。

(2019年)9月の報告書の中で、COIは、拷問と虐待が継続していることと、使われる方法が変わっていないことを報告した。被害者は多くの場合、反対派への協力、スパイ行為、2018年憲法国民投票への反対運動を疑われた若い男性であった。この報告書では、拷問行為がイムボネラクレのメンバーと結びつけられており、単独行動の場合が多いが、警察官や地方行政官との協調又は承認の下で行われることもあったとされている。COIによると、被害者は殴られ、蹴られ、棒や警棒で叩かれ、中には鋭利な物体で負傷させられた者もいた。いくつかの事例では、拷問は強姦を含む性的暴行の形を取った。拷問には、殺害の脅迫、威嚇、言葉による虐待が含まれ、民族的性質のものもあった。

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

(2019年)3月23日にギテガ(Gitega)県のJimbiで、政党CNLの党员であるPasteur NshimirimanaがTheogene Ndorimana率いるイムボネラクレのメンバーによって自宅で襲撃された。彼は殴打され、重篤な状態で県警察の拘留下に移送されたが、医療は拒否された。

ブルンジは2007年以降のアフリカ連合ソマリア派遣団と、2014年以降の国連中央アフリカ多面的統合安定化ミッション(Multidimensional Integrated Stabilization Mission in the Central African Republic: MINUSCA)に平和維持軍を派遣してきた。2018年9月時点で、国連はMINUSCAに派遣されているブルンジの軍隊の構成員3人に対して性的な虐待及び搾取の申し立て3件を受けており、そのうち1件は未成年者の強姦の申し立てである。国連の捜査の後、3件全てで嫌疑は棄却された。

刑務所及び収容施設の状況

刑務所は過密で、依然として苛酷な状況にあり、生命を脅かすこともあった。SNRが管理する拘留施設や警察が地元で管理する「留置所」は、概して刑務所よりさらにひどい状況にあり、警察とSNRメンバーが被拘留者への拷問行為、殴打、虐待を行っているとの申し立てがあった。刑務所は国連の「被拘禁者取扱いのための標準最低規則(マンデラ規則)」(*Standard Minimum Rules for the Treatment of Prisoners (Mandela rules)*)によって定められた基準を満たしていなかった。2018年のCOIといくつかのその他の信用できる組織も、SNR、警察、政府高官、及びその他の治安組織が独立的な監視者のアクセスが認められていない秘密の拘留施設を維持していると、継続的に報告している。

物理的状況：刑務所業務局(Office of Penitentiary Affairs)の報告によると、(2019年)9月時点で、ほとんどが1965年以前に建てられた11箇所の刑務所に、裁判前被拘留者5,130名を含む10,778名の囚人がいたが、収容定員は4,194名であった。囚人10,778名のうち、510名が女性、140名が少年であった。(2019年)9月時点で、当局は少年140名(そのうち105名は起訴済み、35名は裁判前被拘留者)を2箇所の少年更正施設に収容していた。彼らは余暇活動に参加することを認められ、心理社会的支援と最終的に家族やコミュニティに戻るための準備を受けていた。加えて、76名の乳児と年少児童が収監中の母親と一緒に暮らしていた。過密が最もひどかった刑務所はムランヴヤ(Muramvya)(ブジュンブラから30マイル)で、囚人数が定員の753パーセント、次いでムピンバ(Mpimba)(ブジュンブラ市内)が定員の501パーセントであった。SNRが管理する秘密拘留施設又は警察が運営する地域拘置所での収容者数に関する情報は入手できなかった。女性刑務所が1箇所、カヤンザ(Kayanza)にあった。当局は通常、裁判前被拘留者を既決囚と一緒に収容していた。拘留中の死亡者、看守による虐待の報告、あるいは囚人同士の暴力の件数に関する情報は入手できなかった。政府当局者による身体的虐待、十分な医療の欠如、及び長期間に及ぶ独房監禁の報告が複数あった。

刑務所には衛生設備(トイレ、入浴設備)、飲用水、換気、及び照明が十分になかった。刑務所及び拘留施設には障害者用の収容施設がなかった。

複数の政府当局者及び国際的人権観測筋によると、多数の囚人が胃腸の病気やマラリアに苦しんでいた。多数の病死者が出ていた。囚人は各自、毎日約12オンスのマニオクと12オンスの豆類、そして日によっては油と塩が支給された。当局は他の費用を全て賄う資金の提供を、家族や友人に期待した。各刑務所は少なくとも1名の有資格看護師を雇用することが要求されて

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

おり、少なくとも週 1 回、医師が往診に訪れていたが、囚人は必ずしも迅速に医療を受けることができたわけではなく、重篤な症状の囚人は地元の病院へ送致された。

運営：刑務所当局は囚人が訴状を無検閲で司法当局に提出することを認めたが、その訴状を調査することは減多になかった。囚人の虐待に関して信憑性のある報告が複数あったが、虐待者が責任を問われて処罰されたという記録はなかった。

独立的監視：政府は、いくつかの独立的非政府オブザーバーによる監視を許可した。

政府は、赤十字国際委員会（International Committee of the Red Cross）、アフリカ連合、及び全国独立人権委員会（Independent National Commission for Human Rights：CNIDH）が要請した訪問を許可した。監視団は既知の公式の刑務所、地域拘置所及び SNR 拘留施設を定期的に訪問した。監視団は、既知の拘留施設に収容された囚人に完全かつ邪魔されずに面会することができた。

d. 恣意的な逮捕又は拘留

憲法及び法律では恣意的な逮捕及び拘留を禁じているが、政府はこれらの禁止を遵守しなかった。法律では治安部隊隊員が恣意的逮捕への関与で有罪となった場合について、罰金 10,000 ブルンジフラン（5.4 ドル）及び 15 日以上 1 年以下の懲役を罰則として規定している。人権団体は、無数の恣意的な逮捕と拘留を報告しており、中にはイムボネラクレのメンバーが加わっていたものもあった。COI は、恣意的な逮捕と拘留の傾向を記述しているが、統計は提供していない。（2019 年）9 月時点において、イテカ連盟は 598 件の恣意的な逮捕を文書に記録しており、そのうち 54 件はイムボネラクレ、375 件は警察、30 件は軍隊、72 件は地方自治体当局者、67 人は SNR によるものであった。CNL 党の党员とその支持者は特に狙われ、逮捕は合計 242 件に上った。その他の野党の党员も、正当な政治活動との関連で逮捕された。CNL の党员と同様、彼らもバーなどの私的及び公的な場所での小集団での「違法集会」の主催又は参加を理由に頻繁に告発された。時には、所在が分からなかった CNL 又は野党の党员の近親者が当局によって逮捕された。

ある事例では、学校の教科書の中の大統領の写真に落書きをしたことで、未成年の女子児童が約 10 日間拘束され、「国家元首の侮辱」で起訴された。

COI によると、ほとんどの逮捕は恣意的なものであった。なぜなら、例えば、イムボネラクレや地方行政当局（犯罪が実行されている最中以外には逮捕を行う権限を認められていない）によって実施される場合など、違法に曖昧な根拠で実行されるか、あるいは確立された司法手続きに違反して実行されていたからである。

2017 年、NGO の Speech and Action for the Raising of Consciousness and the Evolution of Mentalities（PARCEM）のムランヴヤ県の従業員 Emmanuel Nshimirimana, Aime Constant Gatore, Marius Nizigiyimana が逮捕され、国家安全保障を損なう行為で起訴された。2018 年 3 月、彼らは有罪判決を受けて 10 年の懲役刑が言い渡されたが、この判決は上訴に成功し、（2019 年）1 月に彼らは釈放された。

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

逮捕手続及び拘留中の取扱い

逮捕には所轄の治安判事が発効する令状が必要であるが、警察は上司に事前通知しておけば無令状でも人を逮捕することができる。警察は捜査を終えるまでに7日間の猶予を与えられ、その後、容疑者を治安判事の面前に出頭させることになるが、追加捜査のために7日間の延長を要請することができる。警察はこれらの規定をほとんど尊重しなかった。

治安判事は容疑者の釈放を命じるか、又は罪状を確認して拘留を継続しなければならないが、拘留期間は最初は14日間で、裁判準備のために必要であればさらに7日間延長となる。治安判事は日常的に、予備聴聞の召集を怠り、多くの場合、未処理事件の負担が重いこと、あるいは警察による不適切な書類作成を引き合いに出した。当局者は、法的制度が事件を適時に処理できていないことや長期にわたる裁判前の拘留が一般的であることを認めている。

容疑者、警察及び治安判事の輸送手段の不足が、予備聴聞を召集しない理由として頻繁に挙げられた。これは刑務所がない6県で問題であったが、輸送手段の不足が、容疑者の拘留場所から事件の管轄権を有する県裁判所までの移送の妨げとなっていた。

裁判官は容疑者を保釈できるが、そうすることは滅多になかった。しかし、本人の自己誓約書に基づいて釈放することは多かった。容疑者は刑事事件で弁護士を自費で雇うことができるが、法律では法定代理人を要求しているわけではなく、政府は弁護士を雇う余裕のない容疑者に弁護士を提供しなかった。SNRは、ブジュンブラ市内のSNR本部に収容された被拘留者に弁護士が面会することを否認した。刑務所には独房監禁施設があり、被拘留者は長期間にわたり独房に収容されることもあった。

恣意的な逮捕：法律では治安部隊隊員が恣意的逮捕によって有罪となった場合について、罰金10,000ブルンジフラン（5.4ドル）及び15日以上1年以下の懲役を罰則として規定している。この法律がこれまでに適用されたことがあることを示す証拠はなかった。複数のNGOが、根拠となる法律違反が存在しない逮捕の事例を多数報告した。2018年、イテカ連盟はそのような事件を1,182件報告した。そのような事件のその後の扱いに関するデータは入手できなかった。当局は多数の人々を拘留の翌日又は2日以内に釈放した。

裁判前の拘留：長期間に及ぶ裁判前拘留が依然、深刻な問題であった。法律では、当局は人を未起訴のまま14日間より長く拘留してはならない。（2019年）9月時点で、刑務所運営責任者によると、刑務所及び拘留施設に収監された人々の47パーセントが裁判前被拘留者であった。刑務所業務局によると、裁判前拘留の平均期間は約1年間で、当局は一部の人々を未起訴のまま拘留していた。中には5年近くも裁判前拘留されたままの人も複数いた。場合によっては拘留期間が、申し立てられた犯罪の量刑に等しい、あるいはそれを超えることもあった。警察、検察官及び司法当局者における非効率や汚職が、この問題の要因であった。例えば、当局は多数の人々から、本人の自己誓約書に基づいて釈放される合法的権利を奪い、理由は検察官が裁判資料の公開を怠った、あるいは裁判資料を紛失したためであった。他にも、適切な逮捕令状なく収監されたままの人々がおり、理由は警察が初期捜査を完了し、事件を適切な治安判事に移管することを怠った、あるいは治安判事が起訴に関するルールに従って要求される聴聞を召集することを怠ったためであった。

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

被拘留者が法廷で拘留の合法性に異議を唱える能力：法律によれば、逮捕又は拘留された人は、拘留の法的根拠又は恣意的性質について法廷で異議を唱え、不法拘留と認められれば速やかに釈放される権利を与えられる。しかし、それに成功した人がいたという記録はなかった。

e. 公正な公判の否定

重大な異常事態によって裁判の公正性と信用性が損なわれた。憲法及び法律では司法の独立を規定しているが、当局が司法機関関係者に賄賂を渡したり政治的影響力を及ぼしたりして捜査及び訴追を取り下げさせたり、裁判結果を予め決めたり、又は裁判所命令の執行を進めなかったという事例があった。COIによると、刑事訴訟手続の規則は滅多に守られなかった。政治的反対派の令状なしでの逮捕は日常的に行われ、裁判前拘留は違法に延長され、裁判官は拷問下で得られた自白を被告人に有罪判決を下す根拠として使用した。

2018年9月のCOI報告書は、司法の独立性は長期的に欠如していると述べている。行政府は政治的に微妙な事件に頻繁に干渉してCNDD-FDDとイムボネラクレのメンバーを保護し、その手段として、彼らが無罪とする命令や釈放命令、又は政府への反対派を有罪とする命令や投獄命令が出された。治安部隊や国家警察内部の有力幹部を捜査する旨の要求を検察官が意図的に無視したという申し立てが複数あった。検察官と治安部隊のメンバーは、被拘留者を拘束する法的根拠がないと裁判官に判断された後に被拘留者を釈放する裁判所命令を無視することがあった。

裁判手続

法律では、被告人は無罪が推定される。複数の裁判官から成る審査団が全ての裁判を公開で実施する。被告人は自分の罪状を迅速かつ詳細に伝達され、起訴時点からあらゆる上訴に至る過程で必要であれば無償通訳を付けてもらう権利を有するが、これらの権利は必ずしも尊重されなかった。被告人は不当な遅滞なく公正な裁判を受ける権利と、抗弁に備えるための十分な時間と便宜を与えられる権利を有するが、これも必ずしも尊重されるとは限らなかった。被告人は弁護士を雇う権利を有するが、たとえ重罪容疑が関係する訴訟でも公費では賄われない。弁護士を雇う余裕のある者がほとんどいないため、被告人はほとんど法定代理人を立てなかった。場合によってはいくつかの国内外のNGOが一部の被告人に法的支援を提供した。被告人は自分を弁護する権利を有し、この権利には検察側又は原告側の証人に対する尋問、自分側の証人の要請、及び自分にとって不利な証拠の検証が含まれる。被告人は自ら直接証拠を提示することもでき、大半の訴訟で実際に実行した。被告人は証言又は有罪自白を強制されない権利を有する。法律により、上記の権利は全ての国民に与えられる。

被告人は全て、ただし軍法会議での被告人を除き、最高裁判所へ上告する権利を有する。裁判制度が非効率的であるため、上訴手続が長期化し、多くの場合、1年以上要した。

手続は民事裁判所でも軍法会議でも同様であるが、典型的に軍法会議がより短期間で判決に至る。政府は軍法会議の被告人に抗弁を補助する弁護士を提供しなかったが、重罪が関係した訴訟では複数のNGOが一部の被告人に弁護士を提供した。軍事裁判は概して公開されるが、国家安全保障などの理由により、あるいは公開すると被害者又は第三者に危害が及ぶおそれがある

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

る場合、例えば強姦又は児童虐待が関係する事件では非公開となり得る。軍法会議の被告人は1回限り、上訴する権利を与えられる。

上記の権利の多くが頻繁に侵害されていた一方、特定の集団に属する人々に対しては体系的な権利の否認がなかった。

政治犯及び政治的理由により拘留された者

政治犯及び政治的理由により拘留された者の数に関して、検証可能な統計は入手できなかった。人権団体による推定には、数百人から4,000人もの数まで、違いがあった。恣意的な逮捕及び拘留の節で言及されている例の多くは、政治犯及び政治的理由により拘留された者に該当する。政府は政治的理由により人々を収監していることを否認し、そうではなく逆に国家安全保障を損なう行為、反逆への参加、又は暴動の扇動を理由に挙げた（1。d項参照）。人権団体は、これらの嫌疑が多くの場合、野党の党员及び人権擁護者を抑圧する口実となっていると述べた。年間を通じて、野党の党员の日常的な逮捕と拘留があり、これは主にCNL党の党员であるが、平和民主主義連合 Zigamibanga（Union for Peace and Democracy-Zigamibanga）などの他の政党も含まれる。このような人々は「違法集会」を開いたことで告発されることが多く（この罪状は法律には存在しない）、その場所は自宅あるいはバーなどの公共エリアのことが多い。他に、主に若い男性だが、武装反逆集団と協力したとの疑いで逮捕や拘留される人々もいた。一部の事例では、野党の党员であると疑われた人の所在が分からない場合に家族が逮捕された。多くの事例では、政治囚とされる人々が裁判前拘留の状態に留められていた。他に、彼らが説明なしで釈放されることもあり、さらに多くの場合として20,000～500,000ブルンジフラン（10。80ドルから270ドル）のお金を払った後に釈放されることもあった。

2017年に、禁止団体のNGO拷問廃止クリスチャン・アクション・ブルンジの元従業員の Germain Rukuki が SNR 当局者によって逮捕され、その後ンゴジ（Ngozi）刑務所に移送された。Rukuki は、国家安全保障を損なう行為と反逆を理由に告発された。国内外の人権団体は、彼の拘留の性質と彼に対する容疑を政治的動機によるものとして批判した。2018年4月、Rukuki は有罪判決を受け、32年の懲役が言い渡された。Rukuki は有罪判決に対して上訴し、（2019年）7月に彼の有罪判決はブジュンブラ上訴裁判所（Bujumbura Court of Appeals）によって維持された。

恩赦：（2019年）1月23日、大統領令によって、5年未満の懲役に服役中であった2,381人の囚人に恩赦が認められ、有罪判決を受けていたその他の囚人の刑期は半分に減刑された。この大統領令では、大量虐殺、人道に反する犯罪、戦争犯罪、武装強盗、銃器の違法所持、国内治安又は対外安全保障に対する脅威、故意の殺人、テロ及びバイオテロ、拷問及びその他の残酷な取扱い、非人道的又は品位を傷付ける取扱い、及び人身売買によって有罪とされた者は除外された。政治囚は概して国内治安に対する脅威が罪状であるため、この恩赦命令で恩恵を受けた者はいなかった。

国外にいる個人に対する政治的動機による報復

国外にいる特定の個人に対して政治的動機による報復をするために政府が国際法執行手段を使用しようと試みたという信頼できる複数の報告があった。（2019年）10月12日、ブルンジとタ

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

ンザニアの政府は犯罪者とされた者を相互の国内まで国境を越えて追跡することを認める合意に調印した。これは、難民と難民擁護組織には、タンザニア内の難民キャンプに警察が侵入して反対派を逮捕することを可能にする策略と受け止められた。国境を越えた追跡を実行する権限は、その他の難民に帰国するよう圧力をかけるためにも政府によって使用されたと報告されている。これは、国内に政治的危機や人権危機は存在しないという主張の根拠とするためである。

民事上の訴訟手続及び救済方法

個人及び団体は人権侵害について民事救済を求めることができ、また判決を国際裁判所又は地域裁判所へ上訴することができる。2016年に、政府によって閉鎖された5つのCSOが、その決定について東アフリカ司法裁判所に異議を申し立てた。(2019年)10月時点で、この事件は未解決なままであった。2018年1月に裁判所は、事件の結果が出るまで閉鎖を覆す予備的差止め命令を求めた申し立て者の申請を棄却した。申請を棄却するに当たり、裁判所は、CSOの閉鎖が回復できない損害を引き起こしたことを申し立て者が立証しなかったと結論付けた。

財産回復

2015年の政治的危機と2017年前半の凶作の後に生じた暴力、抑圧、恐怖、飢餓、治安の悪さ、虐待、苛酷な経済的困窮の影響が残る中、420,000名を超える市民が近隣諸国、主にタンザニアへ逃亡した。(2019年)11月時点で、国連難民高等弁務官事務所（UNHCR）が組織した公式のプロセスを経て、79,000人以上が主にタンザニアから帰還している。出国する難民が所有又は合法的に占有していた土地を2015年以降に政府当局者と民間人が押収したとの報告が複数あり、これは、(2019)年中に帰還した者の一部の社会復帰を複雑なものにした。帰還者の中には自宅が破壊されていた者もあり、これは自然的状況によるものもあれば、意図的な財産破壊によるものもあった。しかし、一般的には、政府当局者は難民に帰属する土地の占有を妨げた。政府当局者は、難民の財産の保全を図るものとして、2015年のンクルンジザ大統領の演説にある具体的な指示に言及した。

土地及び他の財産に関する国家委員会（National Commission for the Land and Other Properties : CNTB）は、土地所有権紛争の解決を目的に2006年に創設され、特に国内の連続的な紛争の波から逃げていた帰還難民と残留した者との間の紛争が対象となっている。区画面積が小さいことと大多数の市民が自給農業に依存していることから、土地紛争は衝突の原因となることが多かった。多くの政府当局者と市民社会団体関係者は、土地紛争が国内で最も大きな殺人の原因となっていると見ていた。2015年、大統領はマカンバ（Makamba）県での土地紛争に関連する暴動を背景に、CNTBが下した没収決定全ての実施を差し止めた。ブルンジの過去の紛争からの帰還難民（その多くはフツ族）に概して土地を回復していると報告されたCNTBの慣習は、民族的優遇であるとの非難を引き起こした。2017年に大統領は差し止めを撤回し、CNTBは土地所有権紛争の解決業務を続行した。しかし、CNTBには偏向と汚職があるとの申し立てがあった。

f. 私生活、家族関係、家庭生活、又は通信に関する恣意的又は不法な干渉

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

憲法及び法律では私生活に対する権利を規定し、捜索令状を要求しているが、当局はこれらの権利を必ずしも尊重しなかった。立法府は改正刑事訴訟法を可決し、2018年5月に公式に公布された。改正法は、治安部隊がテロ行為、詐欺、人身売買、武器の違法所持、薬物の密売又は消費、「性的性質の違反」を疑った場合の無令状の捜索について規定している。法律では、治安部隊が無令状捜索の事前通知を検察当局者に提出することが要求されているが、承認は必要とされていない。人権団体は、法律において令状要件に幅広い例外が存在することと保護が提供されていないことが乱用のリスクを生み出しているとの懸念を表明した。人権団体はまた、法律によって令状は検察当局者が司法当局に照会することなく発行できるため、警察及び検察の決定に対する司法の監視は制限されているとも指摘した。

警察、SNR 及びイムボネラクレのメンバーは、時には混成の治安委員会として行動しつつ、無制限の車両検査及び捜索を実施した。また、治安部隊のメンバーは、捜索中に、あるいは捜索の代わりとして、多くの事例で賄賂を求めた。(2019年)10月、ブジュンブラとギテガの警察は、治安のために家宅の無令状捜索を実施する権利を市当局者から認められた。

第2節 市民的自由権の尊重、以下の各権利など：

a. 報道を含む表現の自由

憲法及び法律では言論及び報道の自由を規定しているが、大統領及び他の高官に関する「名誉毀損的」発言、国家安全保障を危険にさらすと見なされる資料、及び人種差別的発言又は民族憎悪的発言を禁じている。

言論及び報道の自由に対する制約は、2015年に大統領が3期目の就任を目指すと発表したことや、2015年のクーデター未遂におけるメディアの共謀を政府が告発したことに対する反発の後、大幅に増大した。

このような制約は継続し、政府や国内の人権状況に批判的なところなど、報道機関に適用された。ジャーナリストや公然の批判者は、治安部隊や政府当局者による嫌がらせや威嚇を報告した。ソーシャル・メディア・ネットワーク（主にツイッター（Twitter）及びワッツアップ（WhatsApp））は、報道機関として機能し、従来の報道機関を置き換えることも多かった。

CNDD-FDD と同盟関係の勢力は反対派に同情的と見なされたメディアを、印刷メディア及びラジオのジャーナリストを含め、嫌がらせ、威嚇及び暴力を通じて抑圧した。

表現の自由：2009年に可決された刑法は、公務員及び大統領を、「虐待的又は名誉毀損的」であるか、又は「当人の職位の尊厳又は当人の職位に対する敬意を損ねる」であろう「何らかの類の言葉、身ぶり、脅威又は記述」から保護している。法律では人種的又は民族的な動機による憎悪発言も禁じている。国家元首の侮辱で有罪となった場合は、6か月以上5年以下の懲役及び10,000～50,000ブルンジフラン（5.40～27ドル）の罰金に処される。一部のジャーナリスト、弁護士、NGO職員、政党指導者及び市民団体指導者によると、政府はこの法律を使用して彼らを威嚇したり、嫌がらせを行った。

報道の自由（オンライン・メディアを含む）：政府は、フランス語とキルンジ語の日刊紙であるル・レノボー（Le Renouveau）とUbumwe、そしてラジオ局とテレビ局のブルンジ国営テレビ・ラジオ（Burundi National Television and Radio）を所有及び運営している。両報道機関の長官は、大統領の配下にある。CNDD-FDDのラジオ局である Rema FM も、形式的には独立して

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

いたが、政府の支援を受けていた。ラジオ・イサンガニロ（Radio Isanganiro）は、国内最大の独立系ラジオ局である。政府とその政策に概して批判的な独立系新聞のイワク（Iwacu）は、フランス語と英語で記事の出版を継続した。しかし同紙は、反政府的に偏向しているとされた報道を理由に国家通信評議会（National Communications Council : CNC）から制裁を受け、そのジャーナリストは国家安全保障部隊による嫌がらせの事例をいくつか報告した。（2019年）10月22日、警察は、ブバンザでの騒擾を報道した4人のジャーナリストを、その運転手と共に逮捕した。彼らは、国家安全保障の弱体化についての共謀を理由に検察官によって起訴された。

（2019年）11月20日、Ntahangwa 上訴裁判所はジャーナリストの一時的釈放を拒絶したが、運転手は釈放した。

CNC は、イワクがウェブサイトのコメント・セクションを閉鎖するという要件を主張した。概して政府支持のオンライン報道機関である *Ikirihó* の 2018 年の刑事告発関連の停止は、（2019年）年末時点で継続していた。（2019年）11月21日、CNC はこのオンライン・テレビ局とニュース・ウェブサイト *NAWE. bi* のコメント・ページを停止した。

2017 年、CNC は、ラジオ・ボネシャ（Radio Bonesha）、ラジオ・パブリーク・アフリカーヌ（Radio Publique Africaine : RPA）、ラジオ・テレビジョン・ルネッサンス（Radio/Television Renaissance）の免許を、CNC との合意に違反したことやコンテンツ規制に従わなかったことを理由に取り消す決定を発表した。これら 3 局は 2015 年にクーデター未遂後に正体不明の男が放送設備を破壊した後に政府によって閉鎖された。ラジオ・ボネシャはウェブサイトの運営を継続し、RPA はルワンダからブルンジ内に向けて放送を継続した。

ボイズ・オブ・アメリカ（VOA）は 2018 年 5 月に当初期間 6 カ月にわたって停止され、この停止は 6 カ月の時点で公式に更新されることはなく、同組織は（2019 年）4 月に無期限に停止された。VOA は（2019 年）11 月にブルンジから機材を撤去した。この停止の発表において、CNC は、当該報道機関が「ジャーナリストの職の規則に反する偏向した」情報を放送することや、政府が逮捕令状の対象であると主張したジャーナリストを雇用することを決めたと述べた。政府は同時に BBC も停止し、（2019 年）4 月に放送免許を剥奪した。これは、政府が誹謗的であると述べたドキュメンタリーを制作したことが理由とされた。BBC の免許剥奪と VOA の停止の無期限延長の決定を発表する際に、CNC は、どちらの報道機関に対してもジャーナリストが情報を提供することを禁じる命令を発出した。

2013 年に政府はメディア法を可決し、同法ではジャーナリストに対し、一部の状況において情報源を明かすよう要求し、また国家安全保障を損ねると見なされる記事の公表を禁じていた。2014 年に議会は、複数のジャーナリストが東アフリカ司法裁判所への上訴で勝訴したことを受け、同法を改正した。同裁判所の判決により、議会はメディア法から、比較的厳格な要素を排除した。2015 年のクーデター未遂の後、政府は同法を発動してジャーナリストを威嚇し、拘留していた。2018 年 9 月、政府は、最低教育要件と過去の経験を含む資格要件を強化するとともに資格なしで働いていると見なされたジャーナリストに刑罰を脅迫することでジャーナリストの認定を規制する法律を可決した。記者は、認定プロセスの長期間にわたる遅延によって仕事が妨げられていると述べた。業務を続けることができた者は、政府や CNDD-FDD を批判したメディアに政府職員が嫌がらせや脅迫を行ったと訴えた。複数のジャーナリストが、地元の情報筋が威嚇を受けたことから、報道の裏付けに苦労した。

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

暴力と嫌がらせ：独立系ジャーナリストの過半数は、2015年の政治危機と取り締まりの際やその後、国外に逃亡した。その大半はまだ帰還せず、身の安全に対する脅威を理由に挙げている。複数の報道機関が、政府に批判的な内容を公表又は放送すれば閉鎖される目に遭うという、あからさまな脅迫を受けたと述べた。政府は、人権侵害、汚職、国外逃亡した難民などのテーマを調査していた複数の国内のジャーナリストを、尋問のため拘留又は召喚した。複数のジャーナリストが治安部隊のメンバー及び政府当局者から暴力や嫌がらせを受けた。(2019年) 2月12日、ブルンジ国営テレビ・ラジオのジャーナリストがブジュンブラで警察が露天商を殴打しているところを撮影したことで逮捕された。警察の報道官は、そのジャーナリストは承認されていない写真や映像を撮影したことで逮捕されたと述べた。

検閲又は内容の制限：政府は、CNCが設定した制限的な報道法を通じて報道内容を検閲した。CNCは名目的には独立した組織だが、政治的支配の影響を受けている。フリーダム・ハウス(Freedom House)によると、観測筋はCNCについて、ジャーナリストや報道機関に対して政治色の強い裁定や制裁措置を日常的に発布していることから、行政部門の手先と見なしていた。2016年に、CNCは、報道活動に関する2つの命令を定めた。その1つは国内ジャーナリストを対象とするもので、1つは国内で活動する外国報道機関に関するものであった。第一の命令は、全てのジャーナリストが毎年CNCに登録することを強いるものとなっている。第二の命令は、国際ジャーナリストに与えられるアクセスを制限し、このような報道機関が配布する商品に内容的制限を定めるものである。名誉毀損、憎悪発言、国家安全保障に対する脅威、及び反逆を禁止する法律の広義な解釈も自己検閲を助長し、国営放送局に勤務するジャーナリストも自己検閲を行った。自己検閲を行わなかった人々は、一般市民との接点がない職場へ「異動」させられたり、解雇されたりした。

CNCは印刷メディアと放送メディアの双方を規制し、ジャーナリストの認定を統制し、メディア関連法の遵守を執行する。大統領が15名のメンバー全員を任命し、メンバーは主に政府代表者及び国営放送局所属ジャーナリストであった。

名誉毀損法：法律では、ある人を「公的侮辱」に曝す情報の配布を禁じ、違反に対する罰則として懲役及び罰金を規定している。反逆罪には戦時中に国防を危険に曝す形で軍隊又は国家の士気を意図的に下げる行為が含まれ、反逆罪で有罪となった場合は終身刑に処せられる。政府への反対を一般市民に警鐘又は先導する、あるいは内戦を促すと考えられる風評を意図的に流布又は公表することは、犯罪である。「公共の平和を乱す」おそれのある図画、ポスター、写真又は他の品目を陳列することは違法である。違反に対する罰則は2カ月以上3年以下の懲役及び罰金である。一部のジャーナリスト、弁護士、政党指導者、市民社会団体及びNGOによると、政府はこれらの法律を使用して彼らに威嚇や嫌がらせを行った。

非政府の影響：与党の若手組織イムボネラクレのメンバーが多数、政府治安部隊と協力して表現の自由を妨害した。中には警察、地方自治体当局者及び民間人から成る混成の治安評議会の公式メンバーを兼ねる者もいた。イムボネラクレのメンバーは地元市民に予約されている職を占めることが多く、地元警察活動で強い役割を得ていた。混合型治安委員会は依然として賛否両論で、これはイムボネラクレのメンバーと警察の間の権限の境界線がますます曖昧になってきたからである。複数のジャーナリストや人権擁護者がイムボネラクレのメンバーを、非正規治安部隊として行動し、政府の資源を利用して反対派支持者とされる人々を追跡、脅迫、攻撃及び逮捕しているとして非難した。

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

インターネットの自由

政府は、時としてインターネットへのアクセスを制限又は遮断し、オンライン・コンテンツを検閲していた。一部の市民は最新の出来事に関する情報を得るため、インターネットと携帯電話両方のネットワーク上でワッツアップ（WhatsApp）、ツイッター（Twitter）及びフェイスブック（Facebook）といったソーシャルメディアプラットフォームへの依存度が高かった。政府が電子メール又はインターネットのチャットルームを監視しているという、確認可能な報告はなかった。何人かのジャーナリストは、政府が細かく統制しているラジオやその他のメディアと比べてオンラインでの報道は概して自由度が高いと述べた。これは特に、現地言語よりもフランス語や英語で投稿される場合に当てはまる。2015年のクーデター未遂後に閉鎖された複数のラジオ局が、ラジオの番組の放送や記事の公表をオンラインで継続していた。

一部のメディア・ウェブサイトは、時に国内のインターネット・ユーザーが利用できなくなったことがあった。影響を受けた出版物には、イクク紙と司法省による2018年10月の停止前のオンライン出版 *Ikirihó* があった。停止に関して公式の発言はなく、理由も仕組みも依然として明らかではない。大半の事例では、停止が2〜3日続いた後にアクセスが回復された。

学問の自由と文化的行事

ブルンジ大学（University of Burundi）の雇用慣習、学生リーダー選挙、成績認定が CNDD-FDD の党員に有利になるような政治的干渉を受けたという申し立てがあった。

b. 平和的集会及び結社の自由

平和的集会の自由

憲法及び法律では平和的集会の自由を規定しているが、政府はこの権利を厳しく制約した（1. d 項参照）。法律では政党及び大規模集団に対し、公的会合について事前に、そして提唱されているデモの遅くとも4日前までに政府に通知するよう要求しており、政府は「公共の秩序」を理由に会合やデモを禁止することが可能になっている。通知した場合は大抵、当局は反対派メンバーの会合やデモの許可を否認し、会合が既に始まっていた場合は解散させた。対照的に、CNDD-FDD の支持者と政府当局者は、直前の通知によって会合やデモの実施をすることが日常的に可能であった。このようなデモは大規模なことが多く、高官の参加もあった。

ジャーナリストや野党の党員からは、「違法集会」（数人を超えていないこともよくあった）を開いたことで拘留、嫌がらせ、逮捕、身体的殴打を受けたとの報告が頻繁にあった。このような行為の被害者は主に CNL 党の党員だったが、時には他党も被害を受けた。

結社の自由

憲法では、法律による制約の範囲内での結社の自由を規定しているが、政府はこの権利を厳しく制約した。

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

2017年に、政府は国際 NGO の自由を制限する法律を制定した。この法律は、国際 NGO が予算の一部をブルンジ共和国銀行に預金することと、国内職員の募集において民族的・性的バランスを達成する計画を策定及び実施することを要件として定めている。この法律には、NGO の選定と活動計画に対する大きな統制権を政府に与える条文が複数含まれている。

2018 年 9 月、政府の国家安全保障評議会（National Security Council）は、2018 年 10 月付けで国際 NGO の 3 カ月間の活動停止を発表した。内務大臣（Minister of the Interior）の説明によると、政府は NGO がブルンジの NGO 及び銀行の法律を遵守していることを証明する文書を提出するまで NGO の活動を停止している。内務大臣は、NGO が外務省（the Ministry of Foreign Affairs）との協力契約の写し、適切な担当省との覚書、銀行規制遵守の証明書、及び法律上の民族・性的バランスを 3 年以内に遵守する計画を提出することを要求した。彼は、提出があり次第各 NGO のファイルと同省が審査し、3 カ月以内に文書を提出しなかった NGO は閉鎖されると述べた。多くの組織は、この活動停止を市民的領域に対する政治的動機による制限と見なした。この活動停止は、基本的サービスの提供を含む NGO の活動に即座に重大な影響を及ぼした。一部の国際 NGO は、活動停止中に医療及び教育プログラムを継続することが認められた。2019 年前半までに、政府は、国外への退去を求められた 2 団体を除いて全ての NGO に対する活動停止を解除した。新しい要件の執行は、散発的であった。外務省又は内務省（Ministry of the Interior）の代表者が少数の NGO を訪問し、その活動に対する追加の詳細を要請した。民族別の職員構成の全体的比率に対する要請を除き、NGO は質問が過剰又は侵害的であると報告した。

2017 年に、政府は国内 CSO を管理する複数の法律も制定した。法律では、CSO は内務省（又は単一の県で活動する場合は県政府）に登録することが要求されており、これは、CSO の専門領域に応じて組織の活動に対して内務省とその他の省からの承認を得る必要がある複雑なプロセスである。登録は 2 年ごとに更新する必要がある。当局が登録を否認した場合、頼る術はない。法律は、「公共の秩序の攪乱又は国家安全保障の毀損」を理由とする組織の活動停止又は恒久的閉鎖を規定している。

2016 年に政府は、政治的反対派の一部であると主張して 5 つの CSO を恒久的に禁止した。2016 年に政府は、「国民の間に憎悪と分断の種をまいたこと」を理由として国内で最も古い人権団体であるイテカ連盟を禁止する意思を発表した。これは、「国際人権連盟（International Federation of Human Rights）とイテカ連盟が設けたソーシャル・メディア・キャンペーンを受けてのことであり、このキャンペーンでは疑似映像トレーラーで大統領が大量虐殺を計画しているとの非難が行われた」と発表された。この禁止は 2017 年に発効し、イテカ連盟はウガンダから活動してブルンジ内の状況について報告を続けた。国内 CSO に関して、これ以外に報告された閉鎖はなかった。

c. 信教の自由

以下の URL で公開されている米国国務省の「世界の信教の自由に関する報告書（*International Religious Freedom Report*）」を参照のこと。<https://www.state.gov/religiousfreedomreport/>

d. 移動の自由

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

憲法及び法律では国内移動、国外渡航、国外移住及び帰還の自由を規定しているが、政府はこれらの権利を厳しく制約した。

政府は概して国内の UNHCR 事務所及び他の人道支援機関と協力して、難民、亡命希望者、無国籍者及び他の関心対象者へ、保護と支援を提供した。(2019 年) 8 月 24 日、タンザニアとブルンジの政府は、タンザニアにいる概数 180,000 人のブルンジ人難民を (2019 年) 10 月から「自主的であるかどうかを問わず」帰還させることについて合意した合意書に署名した。当初の帰還者は自主的と判断されたが、その後の報道機関の報告では、当初自主的に帰還した一部の難民が意思を変えたものの当局がその意思変更を無視して退去を強制したことが示された。(2019 年) 11 月 31 日時点で、国際組織及び人権団体は、タンザニア当局が難民の条件を困難なものにしているため多くの場合は帰還を正当な意味で自主的と見なすことはできないと結論付けている。それにもかかわらず、越境犯罪者追跡に関するブルンジとタンザニアの間の合意が難民の強制送還のために使用されたという報告はなかった。(2019 年) 12 月、ブルンジとタンザニアの政府は、帰還の 3 週間の休止に合意し、帰還者のその後の隊列は年末まで停止された。

国内移動：複数の報道によると、政府は、首都の一部地域における各世帯の居住者及び家事労働者を記載する「*cahier de menage*」あるいは「*livret de menage*」という世帯記録簿の使用を強制した。多数の事例において、警察は世帯帳簿への未登録を理由に近隣搜索過程で人々を逮捕した。暴力から逃れ、難民キャンプを目指して国境を越えようとした人々が時々、警察、SNR 又はイムボネラクレのメンバーから制止され、引き返した。無国籍者も移動の制約に直面した。これは、身分証明書を持っていないことに加え、運転免許証の申請もできず、国内を自由に移動できないからであった。

地方自治体は、国中の道路に検問所を設置した。これは、運転者や同乗者に対する通行税を徴収することが広く公式の根拠とされていた。検問所には多くの場合、警察かイムボネラクレのメンバーが配置されていた。検問所は治安上の目的でも設置された。検問所に配置されている者が車両の通行を認める前に賄賂を求めたとの申し立てが頻繁にあった。一部の事例では、イムボネラクレのメンバーが政治的理由で個人の自由な移動を拒否するために検問所を使用しているとして非難された。例えば、有権者登録や選挙資金への寄付の証明が提出されない場合や、難民の地位を求めるために出国しようとしていると疑われた場合である。

海外渡航：旅券の価格は 235,000 ブルンジフラン (127 ドル) であった。当局は外国人が非公式旅券を所持していて数次入国査証を有していない場合に出国査証を要求したが、この査証を維持するには月額 48,000 ブルンジフラン (25.95 ドル) の費用が掛かる。大半の外国人は数次入国査証を所持していて、この規制の対象ではなくなっていた。無国籍者は旅券を申請することができず、国外での移動が不可能である。

e. 国内避難民 (IDP)

国際移民機関 (the International Organization for Migration : IOM) の推計によると、(2019 年) 12 月時点で国内に 103,000 名の IDP がいた。IOM によると、77%は自然災害が原因で避難民となり、23%は政治的又は社会的理由で避難民となった。一部の IDP は、自分が持っていると思われる政治的意見を理由に脅迫を感じたと報告した。一部の IDP は自宅に戻ったが、多くは IDP 居住地に留まるか都市中心部に移動した。政府は概して特定された居住地の IDP を UNHCR、

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

IOM 及び他の人道支援機関が提供するプログラム、例えば避難所や法的支援のプログラムに含めることを許可した。

f. 難民の保護

庇護へのアクセス：法律では庇護又は難民地位の付与を規定し、政府は難民に保護を提供するための制度を設けている。

UNHCR の推計によると、(2019 年) 12 月時点で国内に 75,000 名の難民が存在し、さらに 8,212 名が庇護を申請していた。難民及び亡命希望者のうち、98%以上はコンゴ人であり、(2019) 年中に入国した者も含まれていた。コンゴ民主共和国における暴力の継続が、彼らの帰還を妨げていた。2015 年に始まった、コンゴ人難民を第三国に再定住させるための取り組みが続いていた。

雇用：難民の雇用は、制約を受けていた。政府は 1951 年の国連難民の地位に関する条約とその 1967 年議定書の締約国であるが、難民の雇用が留保されている。これは、ブルンジ市民が雇用機会において優先されることを意味する。

基本的サービスの利用：政府及び国連及び国連パートナーが運営するキャンプに居住する難民は、基本的サービスを受けていた。都市部に居住する難民もかなりの割合で、教育や医療などのサービスを利用しており、その他の支援が人道支援機関から提供されていた。

g. 無国籍者

UNHCR によると、無国籍のリスクにさらされている者が推定 974 名ブルンジに居住していた。全員がオマーン出身で、オマーン政府からの市民権証明書を待ちながら、ブルンジで既に数十年間暮らしていた。無国籍のリスクに曝されている者の大半は、オマーンの市民権を得られなかった場合に政府がブルンジの市民権を与えるという申し出を拒否した人々である。無国籍者は、運転免許証と旅券を得る資格がないため、移動の移住が制限されている。

第3節 政治的プロセスへの参加の自由

法律では市民が普遍的かつ平等な選挙権に基づく自由かつ公正な無記名投票の定期的な選挙によって政権を選ぶ権利を規定している。ブルンジは 2015 年に国会議員、地方議員及び大統領の選挙を実施したが、国際コミュニティや国内の独立系団体は幅広く、選挙プロセスに根深い欠陥があったと非難した。複数の政府支持派 CSO が選挙を観察し、検証した。国連ブルンジ選挙派遣団が唯一、投票を観察した国際機関であった。アフリカ連合 (AU) と EU は選挙プロセスへの関与を拒否した。選挙運動から投票までの期間中、威嚇、脅迫及び官僚主義的障壁が目立ち、その結果、投票率が低く、ほとんどの野党がボイコットした。

選挙及び政治的な参加

最近行われた選挙：2015 年に政府は 4 つの選挙を別々に実施し、具体的には地域評議会及び国民議会議員選挙 (6 月)、大統領選挙 (7 月)、上院議員選挙 (7 月) 及び村評議会選挙 (8 月)

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

であった。選挙運動を公正かつ自由に行えないことに言及しつつ、ほとんどの野党が支持者に選挙のボイコットを呼び掛けた。CNDD-FDD が国民議会と上院で絶対的過半数を獲得した。

EU の選挙監視団は、信用できる選挙のための十分な条件が満たされていないと報告した。AU も、信用できる透明で自由で公正な選挙を可能にする状況がないことを理由に、観察団の派遣を拒否した。

国際危機グループ（International Crisis Group）によると、独立全国選挙管理委員会（National Independent Electoral Commission : CENI）と内務省が野党に対する官僚主義的障壁を生み出し、例として党首脳の認定不履行、合法的な党会合実施許可の拒否、そして県及び地方の選挙委員会における CNDD-FDD に忠実な人々の優先的就任が挙げられた。

2017 年、ンクルンジザ大統領は、憲法を改正するための国民投票を発表した。彼は、憲法修正に対する反対者は自分の主張をすることができると述べる一方、国民投票開催に対する反対は全て「レッドライン」であると警告した。何人かの政府と与党の役職者は、その後国民投票に反対する個人を脅迫する声明を出した。シビトケ（Cibitoke）県での 2017 年の演説で、イムボネラクレの高位の幹部である Sylvestre Ndayizeye は、運動に反対する者を「特定して従わせる」ことを仲間と呼び掛けた。（2019 年）4 月に、ムイnga（Muyinga）県の CNDD-FDD 党役職者である Melchiade Nzopfabarushé が国民投票の反対者を殺害して死体をタンガニーカ湖で処分すると脅迫する映像がソーシャル・メディア・ネットワークに流れた。2018 年 5 月の国民投票に至る数カ月間には、改正の実際の反対者と反対者と思われた者に対する党又は政府の役職者やその代理者による嫌がらせ、威嚇、脅し言葉、そして一部では暴力の事例が広く見られた。

国民投票での投票活動は概して平和的だったが、野党は、認定監視人の投票所からの放逐など、投票集計プロセスにおける異常を報告した。憲法裁判所は、CENI が提供した結果に異議を唱える Amizero Y’Abarundi 無所属同盟による訴えを棄却した。国民投票の公式の観察は、いくつかの政府支持派 CSO によって行われたが、国際組織によるものではなく、国内組織による観察は少数であった。

2017 年に、政府は選挙資金に市民の寄付を集める運動を開始した。これは、将来の選挙の資金を国内で調達することを意図したものであった。2017 年に政府はこの運動を公式化する命令を発出し、これにより資金が公務員の給与から自動的に控除されることになった。控除は 2018 年 1 月に始まった。この命令は、その他の市民からの寄付は自主的なものとするとしているが、給与所得者と農業者の推奨寄付水準を示している。しかし、政府当局者とイムボネラクレのメンバーが市民に寄付するよう圧力をかけることが 2017 年に始まり、2018 年 6 月に内務大臣が市民からの寄付創出の努力を再開すると発表した後で大幅に増加した。支払いの証拠を示すことができなかった市民に対する暴力、嫌がらせ、威嚇、恣意的な逮捕、移動の自由の拒否、基本的サービスの拒否に関する報告があった。このような非自発的寄付は、（2019）年前半を通じて継続した。このような徴収がイムボネラクレによって暴力の脅迫を使用して遂行されたとの報告が多数あり、多くの場合、家族が複数回寄付することを強制された。（2019 年）7 月に大統領は、資金調達目標は達成されたものの「自発的」寄付はなお歓迎すると発表した。それにもかかわらず、（2019 年）7 月時点で非自発的徴収の報告は散発的に続いていた。

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

政党及び政治的な参加：法律によると、国会議員選挙及び大統領選挙において公的選挙運動資金を拠出され、候補者を立てる資格を得るには、政党が「全国ベース」（すなわち、民族的及び地域的な多様性を有する）であることと、全ての県で組織化され、党員を有することを文書で証明する必要がある。内務省は 35 の政党を認定していた。（2019 年）2 月 14 日、内務省はそれまで非承認であった国民解放軍ルワサ（National Forces of Liberation-Rwasa）を新たな名称「CNL」で登録した。Evariste Ngayimpenda が率いる国民進歩連合（Union for National Progress : UPRONA）は、分裂して与党への忠誠を誓った小さな派閥を除き、非公認なままである。

他の党、例えば平和発展連合（Union for Peace and Development）は内務省から認定されていたものの、政府による威嚇や抑圧のために運営できない状況であった。連帯・民主主義運動（Movement for Solidarity and Democracy）は停止されたままであり、永久に禁止する申し立てに対する最高裁判所の決定は、（2019）年末時点でまだ係属中であった。

野党の指導や管理に対する内務省の干渉が、野党の弱体と分断状態の大きな原因となっていた。政府の説明によると、法律では合法的に設立された政党、政党連合及び独立的候補者に限り立候補することを認め、未公認の政党指導者や政党に属していない政治関係者は政治プロセスにおいて役割を果たすことができない。政府に認定されていない政党は概して政治活動を実行することができず、CNL のような認定政党でさえ、政治活動の実行を頻繁に制限された。無所属者の同盟に対する憲法上の禁止も、非公認政党の選択肢をさらに制約し、その権利を奪っていた。

憲法にはまた、無所属候補者に対する制約を高める措置が含まれている。例えば、個人が過去 1 年間に政党への所属を主張していた場合や過去 2 年間に政党の主要な立場にあった場合に無所属として立候補することを妨げる措置がある。憲法はまた、国民議会の無所属候補者が当選するためには自分の地区の票数の最低 40% を獲得しなければならないとも定めており、この基準は、政党を代表する候補者には適用されない。

個人は多くの場合、公務員に就職又は雇用を保持し、公務員に与えられる便益、例えば通勤手当、無償の住宅、電力、水道、個人所得税免税、及び無金利融資などを得るには、与党に加入又は忠実であることを認められる必要があった。（2019）年中に、CNDD-FDD に加わることを拒否したことで個人がイムボネラクレのメンバー、政府当局者、又はその他の与党支持者の手による嫌がらせ、恣意的な逮捕、暴力（拷問及び殺害を含む）に直面したとの報告が複数あった。このような報告により、有権者として登録することや選挙への寄付をすることに関して市民に加えられた圧力もあったことから、一部の観測筋は、市民が野党を支持したり政治的に無関心であったりする余地が縮小しており、表現及び結社の自由に対する障害となっていると示唆している。

女性及びマイノリティの参加：政治プロセスへの女性及びマイノリティの人々の参加を制限する法律はなく、実際、女性とマイノリティの人々が参加していた。

憲法では国民議会、上院、閣僚評議会（Council of Ministers）の役職の 30 パーセントを女性に留保するよう規定し、政府機関は選挙後に性別要件の他、民族要件及び定数要件を満たすよう、職員を雇用した。2017 年の国際 NGO 法は、この定数要件を NGO の雇用にも拡大した。女性は政党に占める割合がまだ少なく、指導者の地位に就く者はごくわずかであった。一部の観

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

測筋は、伝統と文化的要因によって女性が男性と同じ条件で政治に参加することが妨げられていると考えていた。

憲法では、政府において選挙で選ばれる役職と任命される役職の全てにおいて、2大民族集団の代表者を据えるよう規定している。多数派のフツ族は政府の役職の60パーセント以下に就任する権利を与えられ、少数派のツチ族は40パーセント以上である。法律では議会の各院の3議席ずつを、人口の約1パーセントを占めるトワ（Twa）族向けに指定している。

第4節 汚職及び政府内の透明性の欠如

法律では当局者の汚職に対する刑事罰を規定しているが、汚職は依然、極めて深刻な問題であった。政府は法律を十分に施行せず、一部の政府高官が汚職慣行に関与し、処罰を免れていた。(2019)年中、政府汚職の報告が多数あった。憲法では、階級の高い政府当局者に対する深刻な犯罪の容疑を審査する高等司法裁判所の創設を規定している。汚職防止法は他の全ての国民に適用されるが、高官が汚職容疑で裁判にかけられた例はなかった。

汚職：一般市民は幅広く、警察を腐敗していると捉え、警察が関係する少額汚職は日常茶飯事であった。ガソリン輸入に関連する予算歳入の透明性の欠如、保健セクターを含む公的入札及び契約の管理、ブルンジの限られた外貨準備高の輸入資金への配分に関連する事例を含む政府内の汚職の申し立ても複数あった。ブルンジ歳入庁（Burundian Revenue Office）は内部不正防止部門を持っているが、観測筋はその当局者による不正を非難した。

国の監察長官及び汚職防止部隊（Anticorruption Brigade）が政府汚職の捜査を担当していたが、有効性がないと広く感じられていた。

資産公開：法律では選挙で選ばれる当局者と任命される高官による、5年おきの資産開示を要求しているが、公開は要求していない。最高裁判所が資産開示を受理する。法律により、大統領、2名の副大統領及び閣僚は、就任後の資産開示を義務付けられているが、開示が非公開であるという性質は、この規定の遵守を確認しようがないことを意味する。他の当局者は資産開示を要求されない。

第5節 国内における人権侵害の有無に関して国際組織及び非政府組織が実施する現地調査に対する同国政府の姿勢

国内外の複数の人権団体が、政府による制約、嫌がらせ、抑圧に直面して活動に苦勞していた。法律はCSOが内務省に登録するように要求しているが、手続は組織活動の承認を含む複雑なものとなっている。登録は2年ごとに更新する必要があるが、登録や更新を拒否された組織が訴える手段はない。法律により、組織は「公共の秩序の攪乱又は国家安全保障の毀損」を理由に恒久的に停止されることがある。

多数の人権擁護者が2015年に国外へ脱出し、(2019)年末時点でもまだ国外に留まっていた。

国内に留まった者は、脅迫、威嚇、及び逮捕の対象となった。2018年に有罪判決を受けて

(2019)年末時点で収監が続いていた Germain Rukuki 及び Nestor Nibitanga の事件、及び 2018年4月から(2019年)1月まで拘束されて有罪判決の上訴成功後に釈放された PARCEM の3名

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

のメンバーの事件は、公認及び非公認組織による人権監視が直面する司法上の脅威を象徴的に示している。

2016年に政府は大統領の3期目に対する反対派が率いる5つのCSOを禁止し、2017年1月にはイテカ連盟を禁止した。イテカ連盟と公式認定のないその他の組織は、人権状況の監視を継続した。公認・非公認を問わず、組織のメンバーは嫌がらせと威嚇を受けたことを報告し、従業員と情報源の身元を保護する対策を取った。(2019年)1月、政府は、公共の秩序及び安全保障を損なったとの嫌疑でPARCEMを無期限に停止した。

国連又は他の国際機関：2018年12月、政府はOHCHRが国内で活動する根拠となっている1995年覚書を取り消し、国連人権高等弁務官事務所（OHCHR）にブジュンブラの事務所を閉鎖することを要請した。政府は、OHCHRの事務所が必要なくなった証拠として国家機関の存在を挙げた。政府は、国連独立ブルンジ調査団（UN Independent Investigation on Burundi：UNIIB）の報告書を受けて2016年に同事務所との協力を停止していた。この報告書は、治安部隊及びイムボネラクレが、検事総長が知らない拘留施設を複数設置していたと「信ずるに足る合理的根拠」があると判断し、高位の幹部が人権侵害に自ら共謀したとの嫌疑を含んでいた。(2019年)2月28日に、OHCHRは事務所を閉鎖した。

国連人権評議会（Human Rights Council）は、2015年以降の人権侵害を捜査するために2016年に3名構成のCOIを創設した。その付託は2017年に更新され、2018年9月に再度更新された。政府は、2016年UNIIB報告書の公表後は委員の入国を拒否し、委員会からの情報要請に実質的に対応せず、2018年10月には全委員が公式にブルンジで歓迎されないと宣言した。(2019年)9月、委員会は年次報告書を提出した。この報告書では、司法外の殺害、組織的拷問、性的暴行、及び政治的抑圧を含む重大な人権侵害及び人道に反する犯罪がブルンジで継続的に行われたと信じる理由があると判断された。COIは、このような侵害が主に最高位の国家当局者やSNR、警察、ブルンジ国防軍（Burundian National Defense Forces）、イムボネラクレの高官及びメンバーによると考えられ得ると報告した。

年次報告書を受け、(2019年)9月に付託は再度延長された。政府当局者は報告書を否認し、人権省（Ministry of Human Rights）はラジオ報告を放送し、その中で、政府は「COIとは二度と協力しない」と述べ、付託を再度延長するとの決定は欧州連合とその他の国が「ブルンジを植民地状態に維持することを目的として」支持したものだとも述べた。そして、「ブルンジ政府は国際コミュニティを喜ばせるために人権を促進することはない」と締めくくった。

2016年、AUはブルンジに100名の人権モニターと100名の軍隊モニターを派遣する意向を発表し、ブルンジの大統領もこの派遣を支持したと述べた。約40名の人権モニターと8名の軍事モニターが2016年に派遣されたが、政府はそれ以上のモニターが入国する許可を出さなかった。40名のモニターは、資金不足によって人数が削減された2018年9月まで国内に滞在した。2018年11月、AU平和・安全保障理事会（Peace and Security Council）は、人員数を削減して付託を延長することを議決した。AUによると、モニターに関する覚書に政府がまだ合意していなかったため、モニターは行動を制限された。(2019年)10月時点で、国内にいる外部モニターは、残留して報告書を公表していない10名の民間人と3名の軍人のAUモニターのみであった。

政府の人権団体：2000年のアルーシャ平和和解合意（Arusha Peace and Reconciliation Agreement）の当事者は、国際的な犯罪審判所（まだ実現していない）と国家真実・調停委員会

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

(Truth and Reconciliation Commission : TRC) (2014 年 4 月に法律として採択された) の設立を確約した。2016 年の活動開始から (2019 年) 10 月までに、TRC は、国内で行われた深刻な人権及び国際人道法違反に関する捜査と真実の確立という付託の下で証言を収集し、働きかけを実施した。TRC はまた、個人の責任と国家機関、個人、私的集団の責任を確定することも付託されている。

2016 年 9 月から 2018 年 5 月までに収集された証言に基づき、委員会はその付託の時点以降で国内各地の様々な規模の集団墓地数千箇所を暫定的に特定し、殺害、拷問、性的暴行及びジェンダーに基づく暴力、適正なプロセスを受ける権利の侵害についての多数の申し立ても得た。一部の CSO と野党の関係者は、継続している人権侵害、政治的緊張、恐怖と威嚇の雰囲気、証言に対する報復への恐怖、表現の自由の制約を考えれば、公平で有効性のある暫定的司法プロセスを実現できる環境はないとの懸念を表明した。CSO は、与党の党員が供述書収集チームに参加していることが一部の市民が証言や自分の話の完全な共有を行う意欲を減じている可能性があるとの懸念を示した。一部の CSO は、TRC コミッショナーの一部が与党の利害を代表しているため公平ではないと感じていた。資金と能力のある専門家の不足が TRC の運営能力に悪影響を及ぼした。(2019) 年中、活動環境の変化はなかった。

オンブズマンのエドゥアード・ンドゥウィマナ (Edouard Nduwimana) の任務には、刑務所状況のモニタリングと宗派間対話の奨励が含まれていた。(2019) 年中、彼は国内と国外の両方での野党との対話にも力を入れた。

人権侵害の調査を担当する準政府機関である CNIDH は権限を行使して高官を召喚し、情報を要求し、是正措置を命じた。2016 年、国家人権機関世界連盟 (Global Alliance of National Human Rights Institutions : GANHRI) は、独立性に関する懸念を理由に暫定的に CNIDH の認定を引き下げた。2018 年 2 月、GANHRI はその決定を維持し、同様の機関との世界的会議に完全に参加する CNIDH の権利を停止した。CNIDH は政府による人権調査の進捗も監視していたが、所見を定期的には公表しなかった。(2019 年) 4 月、新しいコミッショナーのグループが 4 年任期で任命され、CNIDH による認定の回復を支援する措置を実行する手順を進めた。

第 6 節 差別、社会的虐待及び人身売買

女性

強姦及びドメスティック・バイオレンス：法律では強姦を、配偶者強姦も含め禁じており、有罪となった場合の罰則は 30 年以下の懲役である。法律では配偶者の家庭内虐待を禁じ、有罪となった場合の罰則は罰金から 3 年以上 5 年以下の懲役の範囲である。政府は法律を一様に執行せず、強姦や他のドメスティック・バイオレンス及び性的暴行は深刻な問題であった。

2016 年、政府は性別に基づく犯罪を扱う特別裁判所の創設を規定する法律を採択し、この法律では性別に基づく暴力を恩赦不可の犯罪とし、女性及び少女に対する暴力犯罪を隠蔽した警察官及び裁判官について、より厳格な処罰を規定している。(2019 年) 10 月時点で、この特別裁判所はまだ創設されておらず、また新法の下で訴追された警察官又は裁判官もいなかった。

国家警察の未成年者保護・倫理部隊 (Unit for the Protection of Minors and Morals) は、性的暴行や強姦の他、少女及び女性の人身売買が関係する事件の捜査を担当する。政府がギテガで運営

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

するフムラ・センターは、ドメスティック・バイオレンスと性的暴行の被害者へ、法務、医療、及び心理社会的サービスを含む、全範囲に及ぶサービスを提供した。(2019年)9月上旬時点で、センターは、性的暴行及びジェンダーに基づく暴力とドメスティック・バイオレンスの事例を878件受理していた。

(2019年)9月のCOI報告書によると、イムボネラクレの役職者とメンバーが性的暴行事件の張本人であり、これには、女性自身又はその近親者が政治的反対派の支持者であることから狙われた事件が含まれる。信用できる観測筋によると、多数の女性が強姦の報告を躊躇し、部分的に原因は報復の心配又は社会的汚名であった。

セクシャル・ハラスメント：法律ではセクシャル・ハラスメントを禁じ、身体的暴力の脅迫又は性的好意を得るための心理的圧力の行使も含まれる。セクシャル・ハラスメントで有罪となった場合の処罰の範囲は、罰金から1カ月以上2年以下の懲役となり得る。被害者が18歳未満の場合、セクシャル・ハラスメントの量刑は2倍となる。政府は法律を積極的に執行しなかった。セクシャル・ハラスメントの報告が複数あったが、頻度又は範囲に関するデータは入手できなかった。

人口抑制における強要：強制中絶や非自発的な避妊手術の報告はなかった。さらに詳しい情報については、付属書Cを参照のこと。

差別：法律では家庭、労働、財産、国籍及び相続に関する法律の規定を含め、男女平等の地位を規定している。女性は、相続及び夫婦共有財産に関する法律を含め、法的、経済的及び社会的な差別に直面していた。

法律により、女性は同じ仕事に対して男性と同じ給与を支給されなければならないが、実際にはそうでなかった(7.d項参照)。一部の雇用主は育児休暇を取った女性の給与を停止したり、既婚女性従業員の医療費負担を拒否したりした。政府は概して労働法の執行に限定的な資源しか提供せず、差別防止法を効果的に執行しなかった。

2018年6月、教育大臣は指針通知を発行し、就学期間中に妊娠又は結婚した初等・中等学校的女子生徒は公教育制度に復帰することは認められないが職業訓練を受けることはできると述べた。この規定は妊娠に至った性的交渉を行ったと考えられた男子生徒にも適用されたが、結婚した男子生徒には影響しなかった。この指針以前は、妊娠した女子生徒は学校に復帰する許可を教育省(Ministry of Education)に求める必要があり、その後別の学校に転校させられたため、退学率が高くなっていた。男子生徒には、この要件は適用されなかった。2018年6月、大臣はこの指針を撤回し、妊娠した生徒を含む「年度中に困難に直面した」生徒の復帰を容易にする委員会を設立すると発表した。特に遠隔地において、妊娠した女子が依然として通学を妨げられているとの報告が続いた。

2017年、ンクルンジザ大統領は未婚のカップルが教会又は国家への登録を通じて関係を合法化することを義務付ける規制を法律化する署名を行った。内務省はその後、2017年末までに結婚しなかったカップルは未婚の同居を認めない刑法の規定に基づいて50,000フラン(27ドル)の罰金を受けることを発表し、非嫡出子は小学校の費用の免除やその他の社会的サービスの資格を持たないことも発表された。この運動はその後2018年まで延長され、警告された措置が実際に実行されたという報告はなかった。政府当局者は(2019)年中に大統領命令を実行する運動

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

を継続したが、(2019年)10月時点で、この運動は勢いを失っており、法律が執行されたとの報告はなかった。

子ども

出生登録：憲法では、市民権は親から得られると規定している。政府は、出生後数日以内であれば、子どもの出生を全て無償で登録し、未登録児童は一部の公共サービスを受けることができない場合がある。さらに詳しい情報については、付属書Cを参照のこと。

教育：教育は初等教育レベルまで授業料無償、義務的かつ普遍的であるが、生徒は書物及び制服の費用を負担しなければならない。中等教育の生徒はクォーターごとに12,000ブルンジフラン(6.48ドル)の授業料を支払わなければならない。中等教育学校は義務的ではない。国内全域にわたり、県の当局者があらゆる段階の学校教育で親に非公式の学費を請求していた。

児童虐待：法律では児童に対する暴力又は虐待を禁じ、有罪となった場合の罰則の範囲は罰金から3年以上5年以下の懲役であるが、児童虐待は幅広い問題であった。未成年者の強姦で有罪となった者に対する罰則は10年以上30年以下の懲役である。

新生児の口蓋垂(口の後部にぶら下がる肉)の切除という伝統的慣行が、幼児における多数の感染症や死亡の原因となっていた。

早期結婚及び強制結婚：法定結婚年齢は女子が18歳、男子が21歳である。強制結婚は違法であり、希であったが、報告によると、イスラム教徒が多い南部で発生していた。内務省は、イマームに違法な結婚の司祭を務めないよう促していた。さらに詳しい情報については、付属書Cを参照のこと。

児童の性的搾取：合意の上での性行為の最低年齢は18歳である。商業目的での児童の性的搾取で有罪となった場合の罰則は、10年以上15年以下の懲役、及び500,000～2,000,000ブルンジフラン(270～1,080ドル)の罰金である。児童ポルノで有罪となった場合の罰則は、罰金及び3年以上5年以下の懲役である。(2019)年中、訴追の報告はなかった。

女性と少女がアフリカの他国や中東諸国へ、時には書類を偽造して密輸され、搾取のリスクが高い状況に追い込んでいた。

故郷を追われた児童：国内全域で数千名もの児童が路上生活し、中にはHIV/AIDSを患った孤児もいた。政府は路上生活児童に最小限の教育支援を提供し、また医療など基本的サービスや経済的支援を、NGOに頼っていた。独立系観測筋の報告によると、路上生活児童は警察による残虐行為や盗難に遭い、また2015年の政情不安の時期に、警察は以前よりさらに暴力的であった。浮浪者や無免許商業をなくして「街路浄化」するために政府が2016年に始めた運動の結果、数百名もの路上生活者又は路上労働者が拘留された。閣僚評議会は2017年に、浮浪者をなくすためのロードマップを承認した。これは、拘留された子どもと大人を出自のコミュニティに戻すことを必要とするものであった。子どもが出自のコミュニティに戻されると、多くの場合、数カ月内に元に戻るか別の都市に移動していた。政府は2017年末までに路上で生活する子どもも大人もなくするという目標を設定したが、その目標は達成されなかった。子どもを含む路上生活者の恣意的な逮捕及び拘留は、継続した。

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

国際的な子の奪取：ブルンジは、国際的な子の奪取の民事上の側面に関する 1980 年のハーグ条約の締約国ではない。以下の URL で公開されている米国国務省の「国際的な子の奪取に関する年次報告書（*Annual Report on International Parental Child Abduction*）」を参照のこと。

<https://travel.state.gov/content/travel/en/International-Parental-ChildAbduction/for-providers/legal-reports-and-data/reported-cases.html>

反ユダヤ政策

ユダヤ人コミュニティの規模に関する推定は入手できなかった。反ユダヤ的行為の報告はなかった。

人身売買

以下の URL で公開されている米国国務省の「人身売買に関する報告書（*Trafficking in Persons Report*）」を参照のこと。<https://www.state.gov/trafficking-in-persons-report/>

障害者

憲法では障害者に対する差別を禁じているが、政府は障害者の権利を促進又は保護しなかった。障害者は脆弱な集団を対象とする様々な社会的プログラムを通じて無償で医療を受ける資格があるが、当局はそうした便益を幅広く広報又は提供しなかった。雇用主は就職希望者に対し、接触伝染性疾患がなく、労働に適する状態である旨の、保健省発行の健康証明書を提示するように要求し、この慣行が時々、障害者に対する差別をもたらすこともあった。

障害者が建物、情報又は政府サービスを利用できるようにする義務を定めた法律はない。政府は身体障害者向けに、ギテガに設置された理学療法センターと、ンゴジに設置された社会的・職業的包含センターを支援していた。

先住民族

トワ族は元々のブルンジの狩猟採集先住民族で、人口は推定 80,000 人、即ち総人口の約 1 パーセントである。トワ族は概して依然、経済的、政治的及び社会的に周縁化されたままであった。法律により、地元行政機関はトワ族の児童全員に無償で教科書と医療を提供しなければならない。地元行政機関は総じてこれらの要件を満たしていた。憲法では議会の各院にトワ族の議席を 3 名分ずつ用意するよう規定しており、トワ族議員（各院の女性 1 名を含む）が就任している。

2018 年にトワ族の権利組織の代表者がイワク紙で述べたところによると、何人かのトワ族が年内に別の市民から公正又は不公正に犯罪を責められた後に自警団殺害の犠牲となった。この組織は政府当局又は治安部隊による共謀を示唆しなかったが、代表者は、犠牲者が犯罪行為を責められていたことを理由に一部の地方当局者が殺害捜査の必要性に疑問を呈したと述べた。

（2019）年中にそのような殺害の報告が散発的にあった。

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

性的指向及び性同一性に基づく暴力行為、差別及び他の虐待

2009年に、合意の上で行う同性の性行為が犯罪化された。刑法第567条は、成人の合意による同性の性的関係に対して、有罪となった場合の罰則として2年以下の懲役を定めている。

(2019)年中に同性の性行為による訴追の報告はなかった。

法律は、住居、雇用、国籍法、及び医療などの政府サービスの利用でのLGBTIの人々に対する差別を禁じておらず、LGBTIの人々に対する社会的差別は一般的であった。

他の社会的暴力又は差別

犯罪者は時々、白皮症患者、特に児童を、身体部位を儀式に使用する目的で殺害した。実行犯のほとんどが、殺害目的で来た外国人で、犯行後に身体部位を持って出国しているため、政府は逮捕を阻害されていた。白皮症女性希望協会（Albino Women's Hope Association）の会長によると、社会は白皮症患者を受け入れてくれず、当人は失業し、孤立することが多かった。白皮症女性はしばしば、「邪悪な存在と見なされるため、家族からも追い払われた。」

第7節 労働者の権利

a. 結社の自由及び団体交渉権

法律では労働者が独立的組合を結成し、加入する権利を制限付きで規定している。組合は組合員50名以上でなければならない。組合化される会社の最低規模は存在しない。労働大臣は各部門の最も代表的な労働組合を指定する権限を有する。ほとんどの公務員が組合化することができるが、その組合は公務・労働・社会保障省（Ministry of Civil Service, Labor, and Social Security）（労働省）に登録しなければならない。同省は登録を否認する権限を有する。警察、軍隊、治安判事及び公共部門の外国人労働者は組合を結成又は加入することができない。18歳未満の労働者は、組合に加入するには親又は保護者の同意を得なければならない。

法律では労働者に厳格な条件を満たした上でストライキを行う条件付き権利を与えている。法律では連帯ストライキを禁じている。当事者はストライキを行う前に、他の解決手段（対話、調停、仲裁）を全て尽くさなければならない。ストライキを意図する者は、労働者の過半数を代表し、かつ雇用主と労働省へ6日前までに通知しなければならない。相互に合意された当事者又は政府が仲介する交渉を、行動過程で継続しなければならない。両者がストライキ条件を満たしているかどうかは労働省が判断する必要がある。事実上労働省にはストライキを阻止する権限がある。法律ではストライキが実行に移された場合に不可欠な従業員を徴用することを認めている。法律では合法的ストライキに参加した労働者に対する報復を禁じている。

法律では団体交渉権を認めているが、公共部門の賃金に関する措置は例外で、これは組合との協議後に定められる尺度に従って設定される。交渉が行き詰まった場合、労働大臣は仲裁を課し、任意の協定を承認又は改正できる。雇用主が団体交渉に関わることを義務付ける法律はない。法律では反組合差別を禁じている。法律では違法なストライキに関わった労働者の解雇を認めており、組合活動を理由に解雇された労働者の復帰について、具体的に規定していない。

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

政府は適用可能な法律を効果的に執行しなかった。監察及び是正のための資源が不十分で、また罰則も、違反を抑止するには不十分であった。行政手続と司法手続は、長期間に及ぶ遅延と上訴に影響された。

政府は結社の自由と団体交渉権に対して過剰な制約を課し、時には組合活動に干渉することもあった。2015年の反政府デモに組合員が参加した後、組合はその他の市民社会団体と似た圧力及び制約を受けるようになった。このような措置は、組合活動の大幅な減少につながった。

ほとんどの組合が公務員組合で、民間部門労働者の組合化は事実上皆無であった。有給労働者はほとんどが公務員であるため、労使交渉のほぼ全ての段階で政府機関が関与した。主要な労働組合連盟が、団体交渉において個々の労働組合と協力しつつ、労働者の利益を代表した。

肉体労働者はほとんどが、規制のない非公式経済で働き、保護はなかった。ブルンジ労働組合連盟（Confederation of Burundian Labor Unions）によると、非公式部門の労働者が文書で雇用契約を交わしている例は事実上皆無であった。

2015年に、ブルンジ自由労働組合連盟（Confederation of Free Trade Unions of Burundi）は国際労働機関（ILO）に不服申し立てを行い、加盟組合の1つの幹部委員が不公正に解雇されたことと雇用契約が不当に停止又は解除されたことを主張した。この事件の評価は2度延期され、（2019年）6月にILOは、度重なる情報要請への対応を政府が怠っていると指摘した。

b. 強制労働の禁止

法律ではほとんどの形態の強制労働を、児童によるものを含め、禁じている。強制労働売買で有罪となった場合の罰則は違反の抑止に十分であったが、政府は適用可能な法律を効果的に執行しなかった。監察及び是正のための資源は不十分であった。職場監察官は自己裁量権で罰金を科す権限を有するが、起訴や有罪判決の報告はなかった。

児童や若年成人が、南部のプランテーション又は小規模農園、鉱山での小規模単純作業、ブジュンブラでの建設用石材運搬、海外漁船労働、あるいは大都市での非公式な路上販売に強制的に駆り出されていた（7. c項参照）。

国民は、毎週土曜日の午前8時30分から午前10時30分までの間、コミュニティ作業に参加することを要求された。この要求の強制は希であったが、参加しなかった住民に地方行政官が罰金を科したとの報告が散発的にあり、参加しなかった個人に対してイムボネラクレのメンバー又は警察が嫌がらせや威嚇を行うことが時々あった。

以下のURLで公開されている米国国務省の「人身売買に関する報告書（*Trafficking in Persons Report*）」も参照のこと。<https://www.state.gov/trafficking-in-persons-report/>

c. 児童労働の禁止及び雇入れの最低年齢

法律は最悪の形態の児童労働を禁止しているが、公式な雇用関係に含まれずに働いている児童には法律は一般的に適用されていない。法律では、企業が16歳未満の児童を雇用することを禁じているが、労働省から許可される場合は例外である。例外には、児童の健康に影響しない、

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

児童の通常の発育に干渉しない、あるいは通学の邪魔にならない、軽作業又は徒弟制度が含まれる。労働省は12歳以上の児童が例えば新聞販売、牛の世話、又は食事の準備など「軽労働」に雇用されることを許可した。ほとんどの種類の「危険でない」労働について、法定最低年齢は16歳～18歳の範囲である。法律では児童の夜間労働を禁じ、労働時間を週40時間以下に制限している。法律は非公式セクターには適用されないが、労働省は、非公式雇用も対象であると述べた。

労働省は児童労働関連法の執行に責任を負い、これを目的に刑事上の制裁措置、罰金及び裁判所命令を含む多数の手段を有する。しかし、同省は法律を効果的に執行せず、主な理由は監察官と資源（車両の燃料など）の不足であった。結果として、同省は不服が申し立てられた場合に限り、法律を執行していた。罰金は、違反を抑止するために十分ではなかった。(2019)年中、当局からは公式部門における児童労働事例の報告はなかったが、非公式部門での児童労働について調査を実施したわけではなかった。

農村部では16歳未満の児童が、就学期を含め、特に農業分野で、日中のきつい肉体労働で普通に雇用されており、多くの場合、このような児童は家計に貢献することや自活することの責任を負っていた。農業部門で働く児童は重量物の運搬や、危険となり得る機械工具の使用を強制される可能性があった。また牛や山羊の飼育も行い、苛酷な気候条件に曝され、大型又は危険な動物と一緒に働かざるを得なかった。多数の児童が、家庭内事業、路上販売、地元の小規模煉瓦工場など、非公式部門で働いていた。児童が物乞いとして雇用されている事例もあり、これには障害を持つ児童による強制的な物乞いも含まれていた。

2013～14年の政府調査によると、都市部では家事労働児童は広く存在し、国内の13歳から15歳までの児童の40%以上を占めていた。家事労働児童は世間から隔離されていることが多かった。中には住居と食事を与えられる代わりに給与をもらえないものもいた。家事使用人として雇用した児童に給与を支給しなかった一部の雇用主は、児童を窃盗を理由に告発し、児童が時には虚偽の罪状で投獄される場合もあった。家事労働児童は長時間労働を強制される可能性があり、中には児童を性的に搾取する雇用主もあり、女子は圧倒的に大きな影響を受けた。

以下のURLで公開されている米国労働省の「最悪の形態の児童労働に関する所見 (*Findings on the Worst Forms of Child Labor*)」も参照のこと。<https://www.dol.gov/agencies/ilab/resources/reports/child-labor/findings>

d. 雇用及び職業に関する差別

憲法では、同等の仕事に対して同等の給与を支給される労働者の権利を認めている。憲法では特定の集団に対する差別を具体的に禁じていないが、平等な権利を規定している。当局からは、この平等な権利の要件違反の報告はなかった。ブルンジの経済活動は大半が、概して保護が与えられない非公式部門で行われている。一部の人々が、官民両部門で正式に雇用されるには与党に加入することが前提条件であると訴えた。少数民族トワ族のメンバーは、多くの場合公式文書を持っておらず、多くの場合、公式経済での機会から締め出されていた。女性は一部の仕事から締め出されており、2017年に政府命令によって女性は伝統的な太鼓グループで演奏することが禁じられた。白皮症の人々は、雇用で差別を受けた。

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

e. 受入れ可能な労働条件

1988年から変更されていない公式最低賃金は公式の貧困水準を下回っていたが、労働市場の情勢をより反映する非公式の最低賃金が一般的であった。これもまた、国際的な貧困水準を下回っていた。世界銀行によると、人口の73パーセントは貧困水準未満である。労働人口の90パーセント超が非公式経済で働いていた。最低賃金法は非公式セクターには適用されず、非公式セクターでの賃金は交渉によって決まることが普通であり、実勢の平均賃金を反映していた。

労働規約では労働時間を1日8時間、週40時間に制限しているが、国家安全保障、住宅地の警備、道路輸送に関わる労働者など、多数の例外がある。警備会社が労働省から受け取った指針では、警備員の週当たり労働時間として72時間（訓練を含まない）が認められていた。有給残業の資格を持つ労働者については最初の2時間が35パーセントの上乗せ、その後は60パーセントの上乗せ分が支給されなければならない。労働者は週末及び休日勤務した場合、基本給の200パーセントを支給されなければならないが、この追加給を得る資格は1年勤務した後にしか得られない。義務的残業に関する法制はない。休憩は30分の昼食時間が含まれるのが概して見受けられる慣行であるが、法的に義務付けられているわけではない。外国人又は移民の労働者も、市民と同じ条件と法律が適用される。

労働規約では職場での適切な労働安全衛生基準を定めているが、遵守されないことが多かった。例えば、ブジュンブラでは建設中の多数の建物において、労働者がつま先が覆われた靴など適切な保護具を着用していなかったり、足場材料の木柱の長さや幅が不規則であったりした。

労働省の労働監察局（Labor Inspectorate）は最低賃金及び労働時間に関する法律の他、安全基準や労働者の健康に関する規制の執行に責任を負う。政府は法律を効果的に執行せず、罰則は違反を抑止するために不十分であった。同省の指針によると、労働監察官の任務は、国際協定によってこの任務が全ての雇用に拡大される場合を除いて公式セクターに限られている。政府は、監察官の訓練と移動に必要なものなど、執行時の必要性に対応するために十分な資源を配分していなかった。

職場が安全基準を満たす、あるいは労働者の健康を十分に保護している例はほとんどないが、（2019）年中、公式な捜査はなく、雇用主の安全基準違反の事例が報告されたことはなく、労働監察局に提出された苦情報告はなかった。職場での死亡に関するデータもなかった。労働者は、危険が差し迫った場合は制裁措置を心配することなく作業現場を離れることができた。